

○議長 小田 武人君

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。皆さんおはようございます。事前に配付しております一般質問通告書に基づいて説明をしていきます。

1 番目は、公共交通体系の見直しについてということでございます。公共交通は町民の生活基盤であり、お年寄りや通勤・通学者の声を反映した交通体系の整備を図る必要があると。2 月にですね、山鹿地区 5 カ所でしたでしょうか。この件についての町の主催による説明会が、区での説明会等がありまして、懇談会ですね。そういうことを反映して、私もつくづくその独居生活の方や免許証を持たない方々の気持ちをですね、身をもって知ることができました。そういう意味で①芦屋タウンバス、はまゆう・遠賀川駅線に関する意見交換会が、2 月に山鹿地区 5 カ所で実施されたが、どう総括されたのか。まずここからいきたいと思います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

それでは、芦屋タウンバスに関する地域意見交換会が実施されたということで、回答いたします。まず、その地域意見交換会。はまゆう区の所で妹川議員も参加していただきました。本当にありがとうございました。

今年 2 月に山鹿地区の 5 自治区で開催いたしました地域意見交換会、これは、運行開始から 1 年 8 カ月経過しておりますタウンバスの利用者数が、以前の北九州市営バスが運行していた当時より減少傾向であると。このため地域の住民の方に、タウンバスの利用状況、それと経営状況を知っていただくこと、あわせて、地域の方からタウンバスに対する御意見や御要望を伺うことによって、タウンバスの利用促進策を地域の方と一緒に検討しようという目的で開催しております。

2 月に実施しました意見交換会は、はまゆう区、田屋区、正津ヶ浜区、柏原区、丸の内区の 5 自治区で開催し、延べ合計 55 名の方に参加していただいております。意見交換会の内容としては、地域の現状、利用状況、これらを説明し、最後に参加された住民の方々から公共交通の利用状況についての御意見をいただいております。

その意見交換会の内容、それと皆様からいただいた御意見につきましては、地域意見交換会通信としてまとめて、5 自治区の皆様に回覧として報告し、第 2 回の意見交換会についての御案内もしております。議員御質問にあります、「意見交換会をどう総括したのか。」でございますが、町としては、引き続きこの意見交換会を実施する予定でございます。次回は、住民の方の買い物

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

や通院等の移動の特性と申しますか、どのようなニーズをお持ちなのかということ把握したいと。そういう目的で皆様から御意見を伺い、それらの意見をもとにタウンバスの利用促進に取り組みたいというふうを考えておりますので、現在、次回開催を 6 月末ごろの日程で、5 区の区長さんと調整しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

昨日の町長の施政方針の中にもですね、非常に、7 点目に暮らし満足度アップへの取り組みということで、公共交通体系につきましてはということで、この分野での改善要望が多くありますと。地域住民の皆様や利用者の声を聞きながら改善策を検討してまいります、というような非常に前向きですね、方針が出されましたので、私も大変安堵しているところです。ぜひですね、前向きにやっていただきたいと思います。

その中であってですね、山鹿地区の方々はどうしても生活圏は折尾、黒崎方面が多いんですね。タウンバスで行けば、遠賀川駅を目指して行くわけですが、そのために山鹿のバス停で、その優遇措置として 30 円だけで乗りかえて、折尾のほうに行く。そういうようなルートになっておりますけども、あまりにもやはり本数がですね、1 本ふえて 9 本でしたか。そういう中であって、やはり生活圏は折尾、黒崎方面であるということから考えればですね、タウンバスを乗りかえのところの 9 本をもう少し増便できないのかというような考え方。ないしは、北九州市営バス路線を復活してもらえないだろうかというような声が強いですが、この辺については今度の地区の夏ごろですか。説明会のときには、どのような、この点についてはどのようなことを話をされるでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

実際にその 2 月の意見交換会の中でも、やはり山鹿地区の方は高須、折尾方面に行きたいんだという声は実際に上がっておりますし、24 年 3 月に策定しました、地域公共交通確保維持計画のアンケート結果についても、芦屋町全体としても、通勤・通学の移動先というのは、北九州方面がやっぱり圧倒的に多いという結果は我々も把握しているところでございます。しかし、市営バスがこの先その運行について収支がなかなか上がらないという理由で廃止になり、その廃止に当たっては、当時市営バスを利用されている方のアンケートの結果とかも取りまして、タウンバスを延長しております。このタウンバスを延長するときにも「我々はやっぱり遠賀川に行きたく

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ない。折尾のほうに行きたいんだ。」という声もありましたが、実際には市営バスが、芦屋のほうから高須・折尾方面に行っておりますので、同じ方向に違うバスの路線が競合するというのは、やはり運輸局としてもなかなか許可が下りないという状況でしたので、現在のようにタウンバスを山鹿路線に延長した。こういうことでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

町の財政的な問題とか、仮にそういう増便をしたり、北九州市営バスを投じたところ、なかなか乗ってくれる方々が非常に少ないという事情もよくわかります。しかし、やはり、今、少子高齢化を迎えるに当たってですね、人口減に歯どめがかからないような状況の中に、公共交通の充足率の低下はその自治体における経済活動とか福祉教育環境施策も悪化の道をたどり、自治体そのものが衰退していく。今、言われている、日本創成会議が言われているような、ひいては自治体の消滅につながるというようなことまで言われております。やはり公共交通の基盤を充実させること。今、芦屋町は非常に収支率がですね、県下でも高いと。こういうふうにおっしゃってましたね。そういう意味で、収支率が少し下がってもですね、そういうバスを利用する方々の高齢者の方々。そして、高校に行く子供たち。それから、通学・通勤をされる方々の方々のですね、十分な配慮をですね、ぜひそういうところを考えながら、今度の次の自治体の説明会なりをですね、していただけたらなと思います。またこれ、私の考えであり、意見であります。

それと、③と④についてはちょっと時間の関係でこれは省略させていただきます。申しわけありません。

それで、次は 2 ですが、バス通学児童の保護者負担についてということで、①児童の徒歩通学は教育的観点から見て、どのような効果がありますかということです。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

お答えします。

歩くことで、いわゆる鍛錬とのことも考えられ、身体、精神的にもタフな子供に育つ。また、地域の建物、土地の位置関係を学ぶだけではなく、季節における自然環境の変化や、道路における安全・安心な通行、車などの危険性、危ない箇所での注意すべきことなど、子供の時に学習することはたくさんあります。このような経験により、社会人として必要な一般的知識が身につくものと思っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

学習指導要領によればですね、今おっしゃったような中身ではあると思います。学習指導要領では生きる力というものについてですね、出ているわけですけど。知・徳・体のバランスの取れた力。変化の激しいこれらの社会を生きるために確かな学力。そして豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切ですよということを言われております。まさにですね、私たちが小さいころに皆さん方もそうですが、集団登下校をやっていましたし、徒歩通学ですね。今、自然とか言われましたが、私たちが小さいころは、同級生やそして、上級生、同級生、下級生とともにですね、ともに歩いて登校していたんですけど。私は男ですから、ザリガニをとってみたり、トンボをとってみたりですね、道草をしながら。女の子は野の花を取りながら、道草をしながら、学校には行って、帰りにはゆっくりとですね、帰ってきた。その中で子供同士のコミュニケーション、そういうものがとられてきたと思われるんですが、そういう今、集団生活、集団登下校というのはなかなかありませんが、はまゆう団地の子供たちは、今、8名くらいおりますが、大体4人ぐらいと3人ぐらいとそういう形で自然とですね、まあ子供会はありませんけれど、まあそうやって行っております。

そういう意味でですね、こういう、学校としては先日の浜運動会のとときの校長の話でもですね、壇上から、また秋には運動会があるということで、ぜひですね、登下校については徒歩で来ていただきたい。車でですね、見送り、送りはできるだけ控えてほしいということを切に訴えられておりました。まさしくそうですね。保護者の方にはですね、その知・徳・体とかいう言葉は知らなくても、やはり自然と身についたものだと思うんですね。だからそういう、校長の言われたことについては、十分に御理解していただいていると思います。

そういうように、登下校については徒歩通学ということを経験して、また教育委員会でも指導なさっておると思いますが、2番目の芦屋東小に通う栗屋・大城地区児童の通学方法として、バス通学を認めている。その理由と経緯は何でしょうかということです。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

はっきりとわかりませんが、今の役場の所に芦屋小学校が建っていたころから、栗屋・大城地区の子供は、バス通学をしていたと聞いています。昭和49年度に芦屋東小学校が、芦屋小学校より分離しましたが、そのままバス通学が残ったものと思われます。ちなみに栗屋・大城地区の

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

リハビリセンターから芦屋東小学校までの距離は、約 2.7 キロ、江川台区の高須に近い所から山鹿小学校までは、約 2.5 キロメートル、はまゆう団地の遠い場所から山鹿小学校までは、約 1.4 キロメートルとなっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

では、昭和 49 年からということですね。今、私が栗屋・大城の地区の家庭にですね、ないしは子供さんに会って話を聞いたりしたときに、当時、かなり古い当時は、子供たち、保護者にですね、非常に危険ですし、遠距離でもあるし、あのころはボート場が渋滞をするような時期だったんでしょか。バス通学を認める。ないしは乗り降りですね、指導までされて自分たちは乗ってきたというような方々もおるわけで、そういう方々が、今、もう孫の子供たちがおるわけですけど、自然とそのままの状況が続いてきているわけですけど。今の教育的な配慮、いわゆる生きる力ということを考えれば、バス通学が非常にこう矛盾しているわけですけど、そうせざるを得ない状況があるんじゃないかと思うんですね、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

その点につきましてはですね、郡内でも岡垣町がですね、松ヶ台の開発に伴って、本来やったら海老津小学校に通うようになるんですが、校舎が不足しているということで、山田小学校のほうに通うという決定をしたときにですね、バス通学を認めたと。それに対する定期の 2 分の 1 を補助したという分があります。郡内では岡垣町だけです。他のこういった補助関係につきましては調べましたが、なかなかほかのところでは数が少なくあります。当然、こういった 2 キロ以上ですか、岡垣町についても 2 キロ以上の分を対象にしているんですが、バス通学については、バスの便数も含めてですね、考慮していかなければいけないなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ 3 番目にですね、栗屋・大城地区の児童数及びバス通学の児童数及び保護者の経済的負担額はということでこの辺をお願いします。

○議長 小田 武人君

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

当地区の児童数は 37 名で、毎日バスを利用している子どもは 25 名で、定期代は 1 カ月で 3,310 円。3 カ月で 9,420 円となっています。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ、今、3 人子供さんがおられるところ、2 人おられるところは、何世帯ありますでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

兄弟 2 人がですね、5 組 10 人。3 人兄弟が 1 組 3 人でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

そうしますと、大体、1 カ月、3 カ月という計算で言われましたが、年間約 3 万円から超えますね。そうしますと、3 人の子供さんがおられるところは 10 万円を超えてしまいますね。このようなこと、私、3 月議会の益田議員がこの議場で話をされたときにですね、定期券代を保護者が全額負担しているのかとびっくりいたしましてね。なぜそんなことが延々と、長い 40 年近くもさされていたんだろうかということで、学校にも、東小にも行きましたし、それから区長さんにもちょっと電話でしたけど話をしたり、地域の方々と話をしましたが、やはりそういう声はやっぱり保護者負担をやっていただきたい。半額でも。全額はともかくですね。そういう声は圧倒的に強かったですね。私はそういう意味において、じゃあなぜ粟屋・大城の人がどうやって徒歩通学するとすれば、どうなるんだろうかということであれば、国道 495 号線を通る。交通量は多い。スピードを出す車も非常に多い。しかも競艇事業における外向け発売所もあることから、車の通行量は多くて、非常に児童は車両による危険にさらされているわけですね。それと不審者情報もたびたびある。これは私が地域の方々、区長さんから聞いた話です。そういう意味で、じゃあ区長としてですね、また保護者としてこういう声を学校のほうに上げたことはあるんですかと。学校は教育委員会、行政に上げたことがあるんですか。ということが課長が言われるように、自分の担当期間においては、そういう声は上がってはいないと。学校としてもですね、こうやって保護者軽減負担になれば、非常に保護者の方も喜ばれるでしょうし、ということも言われましたし、

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

区長さんのほうもですね、やはりそういう声があることは聞いていますけど、諦めですねと。もう諦めているということでした。

私は思うにはですね、やはり岡垣町の補助金交付要綱にはこう書かれています。これ平成 14 年から実施しているんですね。「第 1 条には通学時の児童の安全性を確保することを目的に、小学校遠距離通学の支援を図るため、通学定期の購入に対する補助について必要な事項を定めるものとする。」小学校が五つありますが、対象の学校は三つあります。今、先ほど課長が言われたことも一つですけれど。私が思うには、やはり、よく町長もまた町としてですね、言われています。「子供は芦屋町の宝。ひいては日本の宝。」私はそう思っています。それで、芦屋町の子供は芦屋町で育てると声高々に言われていますから、そのとおりです。子育て支援策の一環としてこれを考慮すべきではないか。

憲法第 26 条にはこう書かれています。全て国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務があります。義務教育はこれを無償とする。私は血の通った教育行政を行うためにもですね、早急に検討してみる価値があるのではないか。町長の施政方針の中にもですね、このことには検討していきたいということが書かれてありますから。それで私が思うには、行政がですね、学校とそして関係する保護者と一堂に会して、そして地区懇談会などの開催を求めているかがかと思っております。校長にもですね、そういう何と言いましょうか、栗屋・大城区の子供たちを一堂に会して、保護者をですね、集めて、その辺のところを懇談会を試みたらいかがですかというように言ってみたんですが、なんせクラスに一人いるかないかの状態でもありますし、だからその学校でクラス会は持つことはちょっと無理ですねとおっしゃっていましたけれど。そういう意味で、今言った地区懇談会などを求めていますね、早急に取り組んでいただきたいのではないかと思いますがいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

この件に関しましては、もう少し時間をかけさせていただいてですね、調査・研究させていただきたいというふうに思っています。先ほど、通学距離のことをお話しましたが、というのは、栗屋・大城地区だけじゃないんですよね。ほかの地区の子供もいますし、岡垣町以外の通学補助をしているところも大分県内にもあります。そういったところは僻地の遠距離通学の補助ということで、バス通学だけでなくですね、自動車で送る人に対しても補助を出しているというようなこともございますので、そのあたりにつきまして、総合的にですね、研究したいと思います。

以上でございます。

議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

県内ではですね、嘉麻市立嘉麻小学校、稲築西小学校、そういうところがありますね。朝倉市も合併を通して、小学校が遠くなるというような形で、そういう条例ができていますね。それから補助、ここには朝倉市立小中学校児童生徒の通学費補助金交付要綱というのが平成 18 年にできております。ぜひですね、そういう形で検討していただきたいと。私、ここ遠距離通学する栗屋・大城区の児童の保護者の経済的負担を軽減するため補助金を交付し、もって義務教育の円滑な実施に資する必要があるというふうに思っています。何もですね、江川台は確かに 2 キロ以上あります。江川台は 2 キロ以上はあってもバスは通っていません。乗れません。そして、そういう不平・不満は出ないと思うんですよ。やっぱり知・徳・体の精神でもって子供たちは集団登下校すべきだとか、やはり徒歩で歩くのが正常だと思ってある方がおられますから、栗屋・大城のほうやはり特別な扱いでですね、非常に車の危険性。そういうことを考えれば、不平・不満は出ることはなかろうかと思っております。以上です。

じゃあ、次に行きます。3 番目の件名、芦屋中央病院建てかえについてということで、芦屋中央病院建てかえについて、「反対である。」「財政的破綻を来す。」「よくわからない。」という町民の声が圧倒的であり、積極的な賛成者は少ない。また、薬局は院内薬局を望む声大きいというふうに言われています。これは先ほども言ったように、私はニュースレターを持ってあちこちに回って、私のニュースレターの説明をしたり、また住民の声を聞いたりするわけですけど、芦屋中央病院建てかえについてもですね、「妹川議員は病院建てかえについてどう思いますか。」と問われるわけですね。栗屋・大城区の皆さんは、もうほとんど反対が多いですね。なぜか。「もう、遠賀、岡垣にたくさん病院があるではありませんか。」と。でも私は、「いや病院は必要だと思いますよ。やはり 137 ベッド数はですね、必要だと思うし、そういう病院に入れられても、すぐに 2 週間、3 週間で退院させられる。そういう意味では芦屋中央病院とベッドがあるところが安心されるんじゃないですか。」と言ったところでもですね、やっぱり反対が多いですね。私は芦屋町の病院が本当に必要だという町長の選挙のときのパンフレットなんかにかかれてありますが、もっともっとですね、必要性があるならば、そこら辺をシンポジウムを開くなり、そして、あのパンフレットに書かれていること。それから櫻井院長が書かれている、芦屋広報の中に書かれてあることについて、もっともっと討論をするべきではないかと思っているわけですね。そして「財政的破綻を来す。」「よくわからない。」という方が非常に多いです。

私はこういうことを考えたときにですね、町民不在の病院かと。行政主導型の病院かと。というようなことを考えたりします。私は、病院そのものは必要だとは思いますが、あまりにも財政的にあんな大型のプロジェクトをつくる必要があるのかという疑問もありますし、それから、今

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

言いました、院外薬局の問題は非常に今、インターネットでもたくさん載っていますね。院外薬局の問題点、暴露するとかいってですね、まあそういう形で今、少しずつ変わりつつあって、敷地内、病院内の敷地内でも薬局は建てられるような状況になりつつあるということも先日のテレビでも出ておりました。独法の中央病院もその辺は検討されていると思いますが、いかがでしょう。住民投票条例を制定し、賛否を問うということを知りたいんですが、今、町民の中にはですね、住民投票、それから国民投票ということについては、非常に認識が高まってきています。先月でしたか、大阪都構想の賛否を問う住民投票。橋下徹大阪市長のあの住民投票ですね。それから外国でもさまざまな国民投票を実施しております。イギリスとスコットランドの独立問題についての国民投票。同性婚を法的に認めるための国民投票も実施したアイルランドですね。まあそういうことを考えたときに、町長や櫻井院長、町が言うところの病院の必要性というものは、やはり町民に考えさせる。そして病院は町民のための病院ですよ。ということを訴えられながら、また一方では、反対する方々もおられるでしょうけど、その辺を議論を通して住民投票を制定してですね、賛否を問う意思はございませんか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

お答えいたします。

老朽化しております芦屋中央病院をどのようにしていくかについては、平成 23 年 9 月の議会でこれを検討する付属機関を設置して、検討することになったというのが公になった最初でございます。それからこれまで、各界の専門家や住民の皆さんによる芦屋中央病院事業検討委員会そして、芦屋中央病院経営形態検討委員会の答申や新病院基本計画の策定など節目、節目で議会に御報告するとともに、広報では 5 回、病院広報でも住民の皆さんに周知、説明を行ってきております。また住民説明会も 2 度行っております。

1 度目は主に移転建てかえについて町の方向性といいますか、素案についての説明を町内 3 カ所で行いました。2 度目は新病院基本計画の素案ということで、移転建てかえを含め、どのような病院にしていくかについての住民説明会を町内 30 の全自治区を訪問して説明するとともに、山鹿部と芦屋部で別途住民説明会も開催しております。この説明会のほか、新病院基本計画の素案についてパブリックコメントを行い、意見聴取に努めてまいりました。このような中で、計画などに反対する御意見はあまり見受けられず、おおむね御理解をいただけたと思っております。

議会では 24 年 6 月に芦屋中央病院調査特別委員会が設置され、137 床の堅持と医療を提供し続ける旨の報告がなされました。予算面では既に新病院建設に係る基本及び実施設計委託費など予算案の議決もいただき、近々基本計画をまとめる運びになります。

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

このように新病院に関することは約 4 年間にわたり、手順を踏んで着実に進めてきたものと考えております。つきましては、具体的にどのような住民投票を実施したいと思っておられるのかわかりませんが、このような丁寧な手続、経緯によりまとめたものでございますので、議員の御質問である住民投票を行うことは考えておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

4 年間の取り組みをるる説明を受けたわけですけども、まあ九十三、何%の方々が賛成であると。どちらかといえば賛成であるという九十三、何%を金科玉条にしながらですね、先にありき建設、新病院建てかえありきという中で進められてきたと。私はその都度、議案に対しては反対をしてまいりました。それだけのことをですね、るる言われたことをやられていながら、どうして町民的合意がないのか。町民の皆様方、わからない、反対である、財政的破綻を来すのではないかという不信感だらけじゃありませんか。まさにこれが行政主導型、独占的な行政のあり方ではないかと。これは大型プロジェクトなんですよ。それでですね、ぜひですね、住民投票をやってもらいたい。そのことによって自信を持ってですね、橋下徹市長はもう絶対大丈夫だと思ってやられたと思うんですが、芦屋町だって住民投票をやって、絶対に新建設病院は賛成だという自信があるならば、住民投票をやられていいじゃありませんか。いかがですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

住民投票は、住民投票の中身にかかろうかと思うんですよね。それはもう妹川議員御存知ですよ。もう我が国の地方自治の制度は代表民主制であると。住民の意思の反映手段として直接選挙はあっておるわけでありまして、町議会中心的な役割を果たすことを前提としておるということがまず第一ですよ。議員の皆さん方というのは、町民の皆様方から負託を受けられておるわけですよ。お願いしますよ。町政をお願いしますよということで。それが今、副町長が言われましたように、議会で約 4 年間、住民説明会もやりましたと。いろいろなことをやって今日までできたわけでありまして。現実的にですね、あと 10 年もすれば 75 歳以上の高齢者が全国で 533 万人ふえるというこの現実。医療と介護はもう待ったなしに来ておるわけでありまして。これはもう、だからこのことが住民投票に値するかどうかということはどうですか、まあ今、なぜ言われるのか。そういうことであれば、4 年前にそういう話をなぜされなかったのか。今、なぜここに来て、これだけ議決もいただいて今日まで来たこの時期にですね、それは私は不思議でならな

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

いわけでありまして、住民投票は私たち、決して否定するものではありません。その目的によつてですね。だから妹川議員がそういうふうに言われるということ自体がなぜ今なのか。というのがよく理解できません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

平成 26 年でしたか、25 年でしたか。第 1 回目の住民説明会がありましたね。3 地区ですね。そのときわずか 3 カ所で、わずか 30 人か 40 人ぐらい、3 カ所合計ですよ。そういうふうに住民説明会があった。私はそのときも住民投票条例制定をやって、そういう賛否を問う意思はありませんかというふうに私は聞いたんですよ。そのときに、今の間接民主主義である議会、議員の皆様方が判断すべきであって、町民の声をいちいち聞く必要がないというようなことを断言されたことがあります。そういうことであってですね、いよいよ今、いよいよ基本計画、実施設計が出ようとしておりますから、そのことで再度聞いたわけです。私はですね。

ある県ですね、ある市でしたね、図書館がありながら、図書館があるんですよ。新しい図書館をつくらうとしたときに、住民投票条例の制定運動がありまして、そして、新しい建物を図書館を建てることに反対であるということになっちゃってですね、その中で町長が、市長がかわりましてね。そして、そういう新しい図書館を建てずしてリフォームしたという事例もインターネットに載っておりました。そういう意味ですね、まさに先に進もうとしておりますけれど、もう 1 回そういう意思がありませんかと問うたわけでございます。

じゃあ次に行きます。案件の 4 番目ですね。特別養護老人ホーム建設の申請に当たっては、町は福岡県の施設整備上の方針及び留意事項に従い、事業者の協議書を適切に審査しなければならない。また平成 22 年 4 月 21 日付の福岡県保健医療介護部長からの平成 22 年度高齢者福祉施設等の整備方針の 3 には施設の整備を計画している者と十分な協議を行い適切に審査すること。とあります。①ですね。平成 22 年度株式会社最上からの申請事務において、住民説明会の事実関係について尋ねるわけですけど、私は平成 26 年 6 月議会で住民説明会は開催されたか。田屋区民に確認したか。という質問に対し、吉永課長の答弁がそのときの区長、組長には確認していないと回答しています。平成 27 年 3 月、3 月議会ですね。町長の答弁は「いやいや、私に住民説明会があったかどうかと質問されても、特養は県が決定することであり、担当課は……」まあ吉永課長ですね。「県の指導に従っている。県が受理したことはもう我々の手から離れている。」とその回答にいたっては私は無責任極まりない。私は啞然としたんですね。どうですか。①住民説明会はあったんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 22 年度協議におきまして、事業者には提出書類一覧表において、任意様式として建設地域での住民説明会議事録というものの提出が求められております。町は、協議書の提出資料の一つとして議事録の提出を受け、住民説明会の実施及び同意を確認しています。また、平成 26 年 4 月 3 日付で、町から当該事業者に対して、平成 22 年度高齢者福祉施設整備に係る建設予定地の関係区域の住民に対する説明会の内容などについてとする照会文を送付し、平成 26 年 5 月 9 日付で当該事業者による説明会の実施、その内容、配布資料、説明会の案内方法などについて書面で報告を受けております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

今、お手元に、傍聴者の皆様方も執行部の皆様方も議員の皆様にも資料、これ 3 枚あるんですけども、2 枚だけ配付しておりますが。乙第 9 号証の 2。これは何のためにこれ、裁判所に出されたのですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

原告のほうがですね、方が、説明会を開催していないということで、準備書面に記載がございましたので、当該事業者に当時の説明会の確認ということで、書面提出を求めたものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

今、先ほどの説明では、これは裁判所に出す際に、これを黒塗りはこれ最上さんですけども、じゃあ町はこれ以外に私は不思議でたまらないのは、この平成 26 年 5 月 9 日というものを最上さんが、波多野町長に渡したということでしょうけど、実際にその説明会をしたのは、4 行目、5 行目にあります平成 22 年 6 月 11 日 18 時 30 分から 8 時まで〇〇で開催しました。これ恐らくどこかわかりませんが。じゃあ、この説明会の議事録は別に芦屋町に提出しているというこ

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

とですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

協議書類の一つとして事業者から説明会の議事録が出ております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ内容はこの裁判所に出した内容とどうですか。内容はほぼ同じですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

内容につきましては、同じでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

この 26 年 5 月 9 日のあの裁判所に出したものが、これは町から裁判所に提出するから、それに対する証拠書類を出してほしいということで、出されたものと想像するわけですけど。3 月に行われました、民生文教委員会第 8 回ですね。これはいわゆる百条委員会、特養に関する百条委員会設置のための請願のときに、民生文教委員会の皆様方は、私を招集され、私の説明を聞かれました。そしてまた、吉永課長を呼んで話をされたものがあるわけですけども。私はたくさんこれはね、吉永課長の問題発言。このことについて、またここで話をすればかなりの時間がかかりますが、委員会の委員の皆さん方はいいところを聞いてあるわけですね。いいところを聞いてありますが、また全然聞いてないところも全くある。住民説明会はあったのか、なかったのか。吉永課長は現地に行って確認したかというようなこともないわけですね。小倉タイムスの記事の問題もあります。そして、こういうような書き方をしておりますね。ある議員が、その住民説明会の議事録が虚偽の文書であるというふうに、その請願書の中身を読まれて書かれているが、なぜ疑われることになったのかという中で、原告、市民オンブズの理事長である久野さんですね。原告が住民説明会は行われていないというばかりで、それを実証する書面等は全く提出していないので、根拠があるかどうか疑問であると。なぜ住民説明会が行われていないということを、元区

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

長や組長や町民の方々に、田屋区民の方々に聞いて開かれていないと言っているのに、どうしてそういう疑問を呈しているものに対して、住民説明会がなかったという実証する書面を全く出しようがないじゃないですか。どうしろと言うんですか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

住民説明会の話をするされておりますが、芦屋町がこの 22 年度のときに、その住民説明会、まあ書類はですね、20 項目以上あるわけです。その 20 項目以上あるようなその必要な書類のうちの一つが住民説明会の議事録ということで、町としてはこれを受け取って、それも確認しております。この今、問題にされています住民説明会のほかにもですね、協力病院の確保とか建設予定地の立地条件、資産申し立て、それから役員就任予定者名簿、まあいろいろあるわけですが、これらについてですね、福岡県から裏づけ調査をして提出しなさい。なお、受理しなさい。ということは一切ないわけです。したがって、芦屋町は全ての書類があるかどうかをチェックして福岡県へ提出しまして、県の審査を経て 22 年度分については結果的に許可されなかったと。そういうことでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私は、今、この会議録ですか。民生委員会の会議録の中で、実証する書面等は全く提出していないので、住民説明会が行われていない。じゃあ行われていないようなその書面を出せということは、どういう意味でそんなことを言われたんですか。私たち町民をないがしろにしているじゃないですか。あなたたちが、住民がですよ、こういうことがあっているんじゃないですか。なかったんじゃないですかと言われれば、あなたたち行政の方々がじゃあ直接その地域に入って、この裁判所に提出した説明会の内容をもってこういうことになっていますけど、どうだったんですかということなぜ言わない。そこを言っている。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、委員会発言の中では、裁判の過程の話を見せていただいております。裁判の過程の中で、芦屋町が控訴するに当たりまして、これは事業者住民説明会はどういう内容だったんですかということを問いかけて、証拠として書面を出しております。したがって、芦屋町としてはこ

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

うやって住民説明会が当時あったよということで書類を受け取って、それを裏づけとして書類を取っているものでございます。基本的に裁判というのは御存知のとおり、主張して、準備書面で主張して、それに対する証拠をつけて提出します。そのやり取りの中で裁判が行われるんですけども、その中で芦屋町はこの説明会の内容についてということで、これが証拠ですよということで出しておるわけでございます。これが言っている意味です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

ここの会議録の場合は、その裁判の今おっしゃったようなことではなくて。じゃあですね、私はね、住民説明会が行われていないというふうなことを言われていますが、それを実証する書面は裁判所に出ているんじゃないですか。地元の方から陳述書が出ているでしょ。裁判所に出しているでしょ。4 枚に渡って。ないですか。本日被控訴人代理人から、本件訴訟で提出された平成 26 年 5 月 9 日付のこういう内容について見せてもらいました。田屋地区での地区住民に対する説明会は開催されていません。そして、その方がずっとる書かれております。最後にですね、当時の区長に会って添付の同意書に書名押印ただけで、どうして地域住民への説明会と周辺住民からの同意があったと言えるのでしょうか。こういう証拠書類をあなた見ているでしょう。あなたが見ていなければ弁護士が見ているでしょう。どうなんですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今の議員が読み上げられた資料につきましては、この説明会が開かれたかどうかということで出された資料ではないと思います。私どもはこういうふうに事業者を確認したのは、どのような方法で、どのような内容でということで、詳細に位置図を確認しておりますので、それは住民説明会がなかったというふうなことを証するに足りるものではないというふうに考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

そういう論理的な破綻といいましょうかね。ああ言えばこう言う。こじつけ論法でですね、そしてまやかしていくような論法はどういうふうに言ったらいいんでしょうね。そして、その民生文教委員会の皆様方もですね、いいところは話をされて、質問をされているんですけど、今のよう論法でですね、その次からの指摘、追及はないんですね。小倉タイムスの件ですよ。小倉タ

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

イムスの件についてどういう質問をしているかという、これはある議員がですね、小倉タイムスには一時預かり。そして受理。そして不受理と。こうなったことについてですね、その小倉タイムスには書かれてあることに対して質問される中で、これは一時預かりしたのは何回ありますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは 24 年度、小倉タイムスにつきましては、24 年度整備分でございますので、1 社一時預かりをしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私が質問したのは、その最上さんが出した、その住民のいわゆる、総会は開かれていますよね。24 年も 25 年もね。ところが、総会の決議は取れなかったことによって、不十分ではあるけれど、その書類を預かった。同じ最上さんですが、何回ありますか、一時預かりしたのは。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

24 年度 1 社、25 年度整備分については 1 社、一時預かりしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

最上さんは平成 24 年の 3 月ないしは 4 月に一時預かりしているでしょ。そして 25 年度の分も 11 月 9 日に協議書について自治区の同意を確認するために、一時預かりを決定したわけですね。そして 24 年 11 月 14 日に同意書が、同意が確認できなかったため不受理を決定し、その後、協議書を返却したと。これは議事録ですよ。会議録。これ 25 年度の分でしょ。ある議員は 25 年度もじゃないですよ。24 年度の分を質問しているんですよ、これ。請願には、町は一時預かりから受理、そして不受理とするなど不可解な取り扱いを行っているとあり、小倉タイムスにはそういうことが書いてあるのだが、これについてどういった認識を持っているのか。あなたは 24 年度の分を 25 年度の分にすりかえてるじゃありませんか。小倉タイムスの新聞は 24 年

平成 27 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

の、25年の4月ですよ。11月のことやないんよ。もういいですよ。そういうすりかえ論法でそして、ごまかして、まやかして、そしてこじつけ論法でまやかす。論理の。先ほど言いました理屈に合わない。そういう論法で惑わしてはいけませんよ。そして、あなたは官製談合があったというようなことについて、無理な論法を根拠として、いわれのない官製談合を主張したものと考えているということを言われています。これは情報公開条例の件についてでしょうけど、私は官製談合があったのではないかという疑いは、私は今でも持っています。私はこの点については、あなたたちがはっきりと謝罪をするなりしない限り、私は続けていかなければならないかなと思っています。

こういうのがあるんですよ。これは皆さん方に配付しようかどうかと思いつつ、もう時間がないから配付はいたしません。今後考えます。これは社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会が出したものです。これには、理事証明、協議書、たくさん協議書出さなくてはなりませんね。協議書を出すための理事長とか役員ですね。役員名簿、理事長、副理事長、失礼、理事長、理事が6名それから監事が2名。評議員を12名出す。こういう社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会。夏井ヶ浜福祉理事会の理事長、最上慶一。あとはもう名前を控えます。あとは最上さんが何人か入る中で、理事、評議員の中にその当時の芦屋福祉課長。福祉課長、嵐保徳ですかね。この方が、理事、評議員になっているんですよ。あとは民生委員の方、それから病院の施設長、ボランティアの方。当社在務課長が十何名ですね。15名の方。これまさにこれが本物かどうか。あなたたちはこれは本物じゃないと言われるかもわかりませんが、これは、出席者欄にも丸、二重丸をこう書いてですね、これは6月の4日にあったんでしょう。スケジュールとしては6月11日に芦屋町役場に提出します。6月30日に福岡県庁に提出します。公募締切日、公募結果発表、2010年12月20日着工。こういうのがあるわけですよ。こういうのがね、不信感の原因になっていますけど、こういうのを払拭させてください。それからぜひですね、現地に赴いてそういうことをはっきりさせてもらいたいですよ。私、でないと延々とこれを続けなければならないんです。

以上で終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。